

新型コロナウイルス感染症感染者・濃厚接触者の対応について

保護者のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関して、様々ご不安をお持ちのことと存じます。崇徳学園では、新型コロナウイルス感染症に生徒・教職員が罹患した場合、もしくは、生徒・教職員が濃厚接触者に指定された場合につき、以下のように扱い、感染予防対策といたします。

●生徒・教職員本人が罹患した場合

当該生徒・教職員の登校・出勤状況を確認し、保健所の指示に従って「濃厚接触者」の範囲を特定します。「濃厚接触者」は、原則7日間の出席停止・出勤停止とし、状況に応じて、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休校の措置を検討します。濃厚接触者と特定された生徒およびその保護者には、罹患者の情報を提供しますが、それ以外には、罹患者の情報は提供しません。一方、学内に罹患者が出たということや、その後の対応については、学内全体で共有します。

●生徒・教職員の家族などが新型コロナウイルスを罹患し、生徒・教職員が濃厚接触者と指定された場合

当該生徒・教職員は、原則「7日間の出席停止・出勤停止」とします。しかし、状況によっては4日目および5日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、5日目からの登校は可能とします。なお、保健所からの指導がある場合には、保健所の指導にしたがってください。

【参考：濃厚接触者の定義について】

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 国立感染症研究所 感染症疫学センター 2021/11/29 版」

- 「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

- 「無症状病原体保有者の感染可能期間」とは、無症状病原体保有者が他者に新型コロナウイルスを感染させる可能性があると考えられる期間であり、現時点の知見を踏まえ、本稿では陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）